南丹都市計画地区計画の変更 (亀岡市決定)

都市計画篠町篠牧田地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	篠町篠牧田地区地区計画		
	位置	亀岡市篠町夕日ケ丘三丁目並びに篠牧田の各一部		
	面積	約 6. 7ha		
	地区計画の目標	本地区は、国道9号に近接し、地区の南約1kmに京都縦貫自動車道篠インターンジ、地区の北西約1.5kmに本市の東の玄関口であるJR馬堀駅が存在するなど交通条件に恵まれた位置にある。 本計画は、土地区画整理事業等により進められている都市基盤整備の効果と恵た地区環境を活かしつつ、周辺の住宅地域や緑豊かな自然環境と調和のとれためと潤いのある快適な市街地を形成し、その保全を図ることを目標とする。		
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	 土地利用の方針 周辺住宅地の居住環境との調和を図りつつ、地区中央を東西に横断するよう緑豊かな広場空間を設け、優良なる低層住居専用住宅地として、ゆとりと潤いに配慮したまちづくりの形成を図る。 地区施設の整備の方針 良好な市街地の形成を図るため、道路及び公園を適切に配置し、保全する。 建築物等の整備方針 ・低層専用住宅Aゾーン 専用住宅と地区住民の日常生活や文化活動上必要な用途を兼ねる住宅などの建築物に限定する。 ・低層専用住宅Bゾーン 隣接する低層専用住宅Aゾーンとの居住環境との調和を図りつつ、既存の建築物の環境を保全するゾーン。 ・低層一般住宅ゾーン 低層住宅地としての環境を保ちつつ、周辺住宅地の環境に配慮した一定の日用品店舗等が立地可能な地区とする。 		

	区域の面積		約 6. 7ha		
	地区施設の配置及び規模		道 路 計画図表示のとおり) 区画道路(9.5m、 特殊道路(4m)	7m、6m)
			公園等 計画図表示のとおり 街区公園(約0.35ha)		
		地区の細区分	低層専用住宅Aゾーン	低層専用住宅Bゾーン	低層一般住宅ゾーン
		区域の面積	約 6. 1ha	約 0. 2ha	約 0.4ha
地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の条号に基準物以外なの建築物はは、 (1) 専用住宅(建築基準的以外ない。 (1) 専用住宅(建築基準に関策的ででは、 (1) 専用住宅(建築基準に関策的でででは、 (2) 住宅の3 第4 号をでの3 第4 号をでの3 第4 号をでの3 第4 のででででの3 第4 にに関係のででででででででででででででででででででででででででででででででででで	次建築な (1) 専用住 (2) 住宅 (2) 性別 (3) 華 (4) 地別 (5) 地別 (6) といる (6) といる (7) が (7) といる (8) といる (9) もの (9) はの (4)	次の各号は建築物以外の各号は建築物は建築物では建築物では建築を変数が、。 (1) 専用住宅(建築基準法規定する「住宅で選集をでする」では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	1. 150 ㎡ 2. 前項の規定は、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130条の4に規定する公益上必要な建築物の敷地については適用しない。	同 左	同左

		壁面の位置の制限	1. かのようでは、大いの当。境全をの示線 は、大いの当。境全をの示線 は、大いの当。境全をの示線 で、大いのよう で、大いの当。境全をの示線 で、大いのよう で、大いの当。境全をの示線 で、大いのよう で、大いの当。境全をの一、大いので、大いのよう で、大いのよう で、大いのは、大いの当。境全をの一、大いのは、大いの当。境全をの一、大いのは、大いの当。境全をの一、大いのよう で、大いのは、大いの当。境全をの一、大いのは、大いの当。境全をの一、大いのは、大いの当。境全をの一、大いのは、大いの当。境全をの一、大いの、大いの、大いの、大いの、大いの、大いの、大いの、大いの、大いの、大いの	1. 敷地境。)のは、次のの当、境全をの関切の(1) の場所を関切の(1) の場所を関切の(1) ののという。は、物のでは、物のでは、物のでは、物のでは、物のでは、物のでは、物のでは、物ので	同左
		建築物の高さの 最高限度	2.3 m以下の付属建築物 9 m	同 左	同左
地区整備計画	建築物等に関する事項	最高限度 かき又はさくの 構造の制限	1. 塀(生垣は含まない。)の高さ(建築物の地盤面からの高さをいう。)の最高限度は1.2 mとする。 2. 前項の規定は、次の各号の一に該当するものについて適用しない。 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準大多の他これらに類なの4に規定する公益上必要な塀(2) 門柱を兼ねる塀又は門柱と一体となった塀で、部分の中であり、市長がやむを得ないと認めたもの。	同左	同左

「区域は計画図表示のとおり」